

5月18日からの分散自主登校の対応について

1 分散自主登校の日程、割り振り等 ※登校時間→8:50~15:15

	月	火	水	木	金
分散自主登校（園生）		5/19 5/26		5/21 5/28	
分散自主登校（自宅生）	5/18 5/25		5/20 5/27		
やむを得ない事情による自主登校	○	○	○	○	○

○自宅生の分散自主登校の希望については、担任等が電話で聞き取り、5/15（金）朝までに、部主事へ報告する。

○医療的ケアが必要な児童生徒（座薬対応のみの児童生徒は除く）の分散自主登校については、前回同様、児童生徒の主治医、医療的ケア指導医の意見を踏まえ、学校長が判断する。

2 登校時について

【園生】

○手指の消毒を行い、園の自動ドアまで、担任等が迎えに行く。児童生徒の健康状況を確認し、各教室に行く。

○園生は、保健室を利用しない。

【自宅生】

○分散自主登校時の出入口は、通学タクシー乗り場とする（やむを得ない事情による自主登校時の受付を、正面玄関としているため）。

○手指の消毒を行い、通学タクシー乗り場のドア付近で、保護者同席のもと検温する。

★37.5度以上の発熱等や風邪症状（咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）がみられる児童生徒については、その場で帰宅させることを徹底する。

○教職員が、児童生徒の登校を待つ際は、教職員同士の間隔を、約1mあける。

○保護者との会話の際も、距離を保つように心がける。

○前回同様、保護者の協力を得て、登校前に毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察カード」に記録してもらい、学校に持参・確認する。

3 学習について

○「学習機会の確保」を行うため、年間指導計画に基づいた学習を順次進める。

○やむを得ない事情による自主登校の児童生徒と園生の分散自主登校日が重なった場合、接触を避けるような工夫をする。

○3密（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する。

○1時間に1回は教室等の換気を行う。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。

- 児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し、対面にならないような形で学習を行う。
- 感染症対策を講じても、なお感染する可能性が高い調理等の実習は行わない。
- 分散自主登校をしない児童生徒の学習の確保のため、学習の様子を映像等に残し、課題で閲覧できるようにする等の工夫を行う。

4 昼食について

- 医療的ケアが必要な児童生徒（坐薬対応のみの児童生徒は除く）は、食堂で昼食を取る。
※看護師は、食堂に在中する。
- その他の児童生徒は、各教室で昼食を取る。その際、机を向かい合わせにしない、会話を控える等の工夫をする。
- 食べる前には、各教室の机を消毒で拭く。
- 支援にあたる教員は必ずマスクを着用する。教員が食事をとる場合は、児童生徒と向かい合わせにならないようにし、会話は極力行わない。

5 下校後

- 換気を充分に行い、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、適宜、丁寧に消毒を行う。

6 その他

(1) 学校行事の対応について

- 1学期に予定している行事（参観日、校外学習、プール指導、クラブ・委員会、平和集会等）は、中止とする。
- 泊を伴う行事については、来年度に延期とする。ただし、6年生の修学旅行については、時期と内容の見直しを行った上で、可能であれば実施する。
- 2学期以降に予定している行事（文化祭、収穫祭、駅伝大会、スポーツ大会等）の実施については、状況を見ながら学校長が判断する。

(2) 教職員の感染症予防対策について

- 引き続き、毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察カード」に記録し、各自で保管する。
- 勤務中、体調に異変を感じた場合は速やかに児童生徒から離れ、管理職へ報告相談する。
- 児童生徒の指導に当たる際は、マスクの着用、必要に応じて手指等の消毒をこまめに行う。
- 「医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員については、当分の間、自身の発熱等の確認を徹底し、感染リスクを下げるため、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策が求められること」（文部科学省）。このことを踏まえ、勤務時間外の行動については、職務の重要性を踏まえ、説明ができる行動を心掛ける。
- 放課後は、密集しての業務を低減させるためにも、教室、会議室等を利用しながら業務を行う。その際、自分のパソコンを使用したい場合は、「外部媒体許可願」を提出した上で、業務を行うようにする。
- 5月末までは、引き続き、感染症対策として、可能な限り分散勤務（在宅勤務）を行い、教職員間の接触回数を低減させる取組を行う。